

付属資料4 金融商品取引法が定める重要事実

<参考 1>

金融商品取引法第166条第2項が定める重要事実

[illegible]

(付4) 金融商品取引法が定める重要事実

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	売上高基準	資産等基準	そ の 他
(8) 株式交換		(株式交換完全親会社《会社法第767条》となる会社の場合) ・株式交換完全子会社《会社法第768条》となる会社（子会社を除く）との間で行う株式交換 当該完全子会社の最近事業年度の売上高が会社の最近事業年度の売上高の10%未満	(かつ) 当該完全子会社の最近事業年度末の総資産の簿価が会社の最近事業年度末の純資産額の30%未満	・(または) 子会社との間で行う株式交換
(9) 株式移転	○			
(10) 合併 ・新設合併 ・吸収合併 吸収される側 吸収する側	○ ○ ○	合併後各2事業年度の当該合併による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の10%未満	(かつ) 当該合併による資産増加額が最近事業年度末の純資産額の30%未満	(または) 100%子会社との合併（合併により解散する場合を除く）
(11) 会社の分割 ・分割譲渡する側 ・分割承継する側		分割後各2事業年度の当該分割による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の10%未満 分割後各2事業年度の当該分割による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の10%未満	(かつ) 最近事業年度末の分割譲渡資産の簿価が同事業年度末の純資産額の30%未満 (かつ) 当該分割による資産増加額が最近事業年度末の純資産額の30%未満	
(12) 事業の譲渡または譲受け ・譲渡側 ・譲受け側		譲渡後各2事業年度の当該譲渡による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の10%未満 譲受け後各2事業年度の当該譲受けによる売上高の増加額が最近事業年度の売上高の10%未満	(かつ) 最近事業年度末の譲渡資産の簿価が同事業年度末の純資産額の30%未満 (かつ) 当該譲受けによる資産増加額が最近事業年度末の純資産額の30%未満	(または) 100%子会社からの事業の譲受け
(13) 解散（合併による解散を除く）	○			
(14) 新製品または新技術の企業化		新製品の販売または新技術を利用する事業の開始年度から各3事業年度の当該事業による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の10%未満	(かつ) 当該新製品等の企業化のために特別に支出する額が最近事業年度末の固定資産の簿価の10%未満	

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	売上高基準	資産等基準	そ の 他
政令 (15) 業務上の提携 (資本提携を伴う場合) ・株式（優先出資を含む）または持分の取得側 ・株式（優先出資を含む）を取得される側 (共同して新会社を設立する場合。ただし、当該新会社が子会社となる場合を除く) (15) 業務上の提携の解消 (資本提携の解消を行う場合) ・株式（優先出資を含む）または持分を取得している側 ・株式（優先出資を含む）を取得されている側 (共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合) (16) 子会社（連動子会社を除く）の異動を伴う株式または持分の譲渡または取得		提携を行う事業年度から各3事業年度の当該提携による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の10%未満 (かつ) 新会社の設立予定日から3年以内に開始する新会社の各事業年度の売上高に新会社への出資比率を乗じたものが会社の最近事業年度の売上高の10%未満 提携の解消を行う事業年度から各3事業年度の当該解消による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の10%未満 (かつ) 新会社の最近事業年度の売上高に新会社への出資比率を乗じたものが会社の最近事業年度の売上高の10%未満 子会社または新たに子会社となる会社の最近事業年度の売上高が会社の最近事業年度の売上高の10%未満	(かつ) 取得株式等の簿価が最近事業年度末の純資産額と資本金のいずれか少なくない額の10%未満 (かつ) 新会社の設立予定日から3年以内に開始する新会社の各事業年度末の総資産の簿価に新会社への出資比率を乗じたものが会社の最近事業年度末の純資産額の30%未満 (かつ) 取得株式等の簿価が最近事業年度末の純資産額と資本金のいずれか少なくない額の10%未満 (かつ) 新会社の最近事業年度末の総資産の簿価に新会社への出資比率を乗じたものが会社の最近事業年度末の純資産額の30%未満 (かつ) 子会社または新たに子会社となる会社の最近事業年度末の総資産の簿価が会社の最近事業年度末の純資産額の30%未満	(かつ) 取得される株式（優先出資を含む）数が最近事業年度末の発行済株式（発行済優先出資を含む）総数の5%以下 (かつ) 取得されている株式（優先出資を含む）数が最近事業年度末の発行済株式（発行済優先出資を含む）総数の5%以下

(付4) 金融商品取引法が定める重要事実

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	売上高基準	資産等基準	そ の 他
（新たな子会社設立の場合）		設立予定日から3年以内に開始する各事業年度の子会社の売上高が会社の最近事業年度の売上高の10%未満	（かつ）設立予定日から3年以内に開始する各事業年度末の子会社の総資産の簿価が会社の最近事業年度末の純資産額の30%未満	
(17) 固定資産の譲渡または取得			固定資産の取得価額（時価、ただし譲渡側にあつて簿価）が最近事業年度末の純資産額の30%未満	
(18) 事業の全部または一部の休廃止		事業の休廃止を行う事業年度から各3事業年度の当該休廃止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の10%未満		
(19) 株券の上場廃止の申請	○			
(20) 株券の登録取消し申請	○			
(21) 取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定の取消し申請	○			
(22) 破産手続開始、再生手続開始または更生手続開始の申立て	○			
(23) 新事業の開始（新商品の販売または新たな役務の提供の企業化を含む）		新事業を開始する事業年度から各3事業年度の当該新事業による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の10%未満	（かつ）新事業の開始のために特別に支出する額が最近事業年度末の固定資産の簿価の10%未満	
(24) 対抗買いの要請	○			
(25) 金融機関の預金等の払戻し停止の申出	○			
2. 発生事実				
法律				
(1) 災害または業務に起因する損害			損害額が最近事業年度末の純資産額の3%未満	
(2) 主要株主の異動	○			
(3) 特定有価証券等の上場の廃止または登録取消しの原因となる事実				社債券、優先株の上場廃止または登録取消し原因となる事実

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	売上高基準	資産等基準	そ の 他
政令 (4) 財産権上の請求に係る訴えの提起 当該訴訟の判決または当該訴訟の全部もしくは一部の裁判外の完結（以下本号で「判決等」という） (5) 仮処分の申立て 当該申立ての裁判または当該申立ての全部もしくは一部の裁判外の完結（以下本号で「裁判等」という） (6) 免許の取消し、事業の停止等行政庁による法令に基づく処分 (7) 親会社の異動 (8) 債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始の申立て等 (9) 不渡り等 (10) 親会社に係る破産手続開始の申立て等 (11) 債務者または保証債務の主たる債務者に係る不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実発生により、売掛金、貸付金等または保証債務履行後の求償権について債務不履行のおそれの発生	○ ○ ○ ○	敗訴した場合、訴えの提起を受けた事業年度から各3事業年度の当該敗訴による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の10%未満 上記訴えで軽微基準に該当する訴訟の判決等の場合または上記訴えで軽微基準に該当しない訴訟の一部が裁判外で完結した場合であり、 判決等のあった事業年度から各3事業年度の当該判決等による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の10%未満 申立てが認められたとした場合、当該申立てがあった事業年度から各3事業年度の当該仮処分による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の10%未満 裁判等のあった事業年度から各3事業年度の当該裁判等による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の10%未満 処分を受けた事業年度から各3事業年度の当該処分による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の10%未満	(かつ) 訴額が最近事業年度末の純資産額の15%未満 (かつ) 判決等により会社が給付する財産額が最近事業年度末の純資産額の3%未満 債務不履行のおそれのある額が最近事業年度末の純資産額の3%未満	

(付4) 金融商品取引法が定める重要事実

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	売上高基準	資産等基準	そ の 他
(12) 主要取引先との取引停止（前年度の売上高（仕入高）が売上総額（仕入総額）の10%以上である取引先） (13) 債務の免除または第三者による債務の引受けもしくは弁済 (14) 資源の発見 (15) 特定有価証券または特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消し原因となる事実 (16) 特別支配株主が当該上場会社等に係る株式等売渡請求を行う決定または当該特別支配株主が当該決定に係る株式等売渡請求を行わない決定	○	取引停止の事業年度から各3事業年度の当該取引停止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の10%未満 資源の採掘等を開始する事業年度から各3事業年度の当該資源を利用する事業による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の10%未満		免除額または引受けもしくは弁済額が最近事業年度末の債務総額の10%未満 優先株に係る取扱有価証券としての指定の取消し原因となる事実

重 要 事 実	重 要 性 基 準
3. 決算情報等（法律） 売上高、経常利益または純利益もしくは上記1(7)の配当または当該上場会社等の属する企業集団の売上高等について、公表された直近の予想値（予想値がない場合は、公表された前事業年度の実績値）に比較した当該上場会社等の新たに算出した予想値または当事業年度の決算における差異	・売上高…10%以上の変動 ・経常利益…30%以上かつ前事業年度の純資産額（純資産額が資本金の額より小さい場合は資本金の額）の5%以上の変動 ・純利益…30%以上かつ前事業年度の純資産額（純資産額が資本金の額より小さい場合は資本金の額）の2.5%以上の変動 ・配当…直近の予想値の20%以上の増減
4. 運営・業務・財産（法律） 上記1～3のほか会社の運営、業務、財産に関する重要な事実で投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	_____

（注） 上記表内の増加額と減少額は見込額である。また、上場会社等が「特定上場会社等」である場合にあっては、上記1. 2の軽微基準及び3の重要性基準に記載された、売上高、資産等の数値基準について、会社の属する企業集団（連結ベース）の数値を用いる。なお、3の配当については単体ベースで判断。

・「特定上場会社等」とは、上場会社等であって、関係会社に対する売上高（製品・商品売上高を除く）が売上高の総額の80%以上であるものをいう。

<参考2>

金融商品取引法第166条第2項第5号～第8号が定める子会社についての重要事実

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	売上高基準	資産等基準	そ の 他
1. 決定事実 法律 (1) 株式交換 (2) 株式移転 (3) 合併 (4) 会社の分割 ・ 分割承継する側 ・ 分割譲渡する側 (5) 事業の譲渡または譲受け (6) 解散（合併による解散を除く） (7) 新製品または新技術の企業化		株式交換による当該企業集団の売上高の増加額（減少額）が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満 株式移転による当該企業集団の売上高の増加額（減少額）が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満 合併による当該企業集団の合併後各2事業年度の当該合併による売上高の増加額（減少額）が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満 分割後各2事業年度の当該分割による企業集団の売上高の増加額が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満 分割後各2事業年度の当該分割による企業集団の売上高の減少額が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満 譲受け（譲渡）後各2事業年度の当該譲受け（譲渡）による当該企業集団の売上高の増加額（減少額）が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満 解散後各2事業年度の当該解散による当該企業集団の売上高の減少額が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満 新製品の販売または新技術を利用する事業の開始年度から各3事業年度の当該事業による当該企業集団の売上高の増加額が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満	（かつ）株式交換による当該企業集団の資産の増加額（減少額）が同集団の最近事業年度末の純資産額の30%未満 （かつ）株式移転による当該企業集団の資産の増加額（減少額）が同集団の最近事業年度末の純資産額の30%未満 （かつ）合併による当該企業集団の資産の増加額（減少額）が同集団の最近事業年度末の純資産額の30%未満 （かつ）分割による当該企業集団の資産の増加額が同集団の最近事業年度末の純資産額の30%未満 （かつ）分割による企業集団の資産の減少額が同集団の最近事業年度末の純資産額の30%未満 （かつ）譲受け（譲渡）による当該企業集団の資産の増加額（減少額）が同集団の最近事業年度末の純資産額の30%未満 （かつ）解散による当該企業集団の資産の減少額が同集団の最近事業年度末の純資産額の30%未満 （かつ）当該新製品等の企業化のために当該企業集団の特別に支出する額が同集団の最近事業年度末の固定資産の簿価の10%未満	

(付4) 金融商品取引法が定める重要事実

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	売上高基準	資産等基準	そ の 他
政令 (8) 業務上の提携 (資本提携を伴う場合) ・株式（優先出資を含む）または持分の取得側 ・株式（優先出資を含む）を取得される側 (共同して新会社を設立する場合。ただし、当該新会社が孫会社となる場合を除く) (8)' 業務上の提携の解消 (資本提携の解消を行う場合) ・株式（優先出資を含む）または持分を取得している側 ・株式（優先出資を含む）を取得されている側 (共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合)		提携を行う事業年度から各3事業年度の当該提携による当該企業集団の売上高の増加額が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満 (かつ) 新会社の設立から3年以内に開始する各事業年度の当該新会社の売上高に新会社への出資比率を乗じたものが当該企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満 提携の解消を行う事業年度から各3事業年度の当該解消による当該企業集団の売上高の減少額が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満 (かつ) 新会社の最近事業年度の売上高に新会社への出資比率を乗じたものが当該企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満	(かつ) 取得価額が当該企業集団の最近事業年度末の純資産額と資本金のいずれか少ない額の10%未満 (かつ) 取得される株式等の取得価額が当該企業集団の最近事業年度末の純資産額と資本金のいずれか少ない額の10%未満 (かつ) 新会社の設立から3年以内に開始する各事業年度末の当該新会社の総資産の簿価に新会社への出資比率を乗じたものが当該企業集団の最近事業年度末の純資産額の30%未満 (かつ) 取得株式等の簿価が当該企業集団の最近事業年度末の純資産額と資本金のいずれか少ない額の10%未満 (かつ) 取得されている株式等の取得価額が当該企業集団の最近事業年度末の純資産額と資本金のいずれか少ない額の10%未満 (かつ) 新会社の最近事業年度末の総資産の簿価に新会社への出資比率を乗じたものが当該企業集団の最近事業年度末の純資産額の30%未満	

(付4) 金融商品取引法が定める重要事実

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	売上高基準	資産等基準	そ の 他
(9) 孫会社の異動を伴う株式または持分の譲渡または取得 (新たな孫会社の設立の場合)		孫会社または新たに孫会社となる会社の最近事業年度の売上高が当該企業集団の同事業年度の売上高の10%未満 孫会社の設立予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の売上高が当該企業集団の最近事業年度の売上高の10%未満	(かつ) 孫会社または新たに孫会社となる会社の最近事業年度末の総資産の簿価が当該企業集団の同事業年度末の総資産額の30%未満 (かつ) 孫会社の設立予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度末の総資産の簿価が当該企業集団の最近事業年度末の純資産額の30%未満	
(10) 固定資産の譲渡または取得			固定資産の譲渡(取得)による当該企業集団の資産の減少額(増加額)が同集団の最近事業年度末の純資産額の30%未満	
(11) 事業の全部または一部の休廃止		休廃止を行う事業年度から各3事業年度の休廃止による当該企業集団の売上高の減少額が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満		
(12) 破産手続開始、再生手続開始または更生手続開始の申立て	○			
(13) 新事業の開始(新商品の販売または新たな役務の提供の企業化を含む)		新事業を開始する事業年度から各3事業年度の当該新事業による当該企業集団の売上高の増加額が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満	(かつ) 新事業の開始のために当該企業集団の特別に支出する額が同集団の最近事業年度末の固定資産の簿価の10%未満	
(14) 金融機関の預金等の払戻し停止の申出	○			
(15) 連動子会社の配当				・子会社連動株式以外の特定有価証券の売買等を行う場合における連動子会社の配当の決定 ・子会社連動株式の売買等を行う場合における、2割未満の増減(ただし、連動子会社の最近事業年度の配当額と上場会社等が当該連動子会社の配当に基づき決定した最近事業年度の連動株式の配当額が各1株当たり同額の場合に限る)

(付4) 金融商品取引法が定める重要事実

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	売上高基準	資産等基準	そ の 他
2. 発生事実 法律 (1) 災害または業務に起因する損害 政令 (2) 財産権上の請求に係る訴えの提起 当該訴訟の判決または当該訴訟の全部もしくは一部の裁判外の完結（以下本号で「判決等」という） (3) 仮処分の申立て ・当該申立ての裁判または当該申立ての全部もしくは一部の裁判外の完結（以下本号で「裁判等」という） (4) 免許の取消し、事業の停止等行政庁による法令に基づく処分 (5) 債権者その他の当該会社以外の者による破産手続開始の申立て等 (6) 不渡り等 (7) 孫会社に係る破産手続開始の申立て等		敗訴した場合、訴えの提起を受けた事業年度から各3事業年度の当該敗訴による当該企業集団の売上高の減少額が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満 上記訴えで軽微基準に該当する訴訟の判決等の場合または上記訴えで軽微基準に該当しない訴訟の一部が裁判外で完結した場合であり、判決等のあった事業年度から各3事業年度の当該判決等による当該企業集団の売上高の減少額が同集団の最近事業年度売上高の10%未満 申立てが認められたとした場合、当該申立てのあった事業年度から各3事業年度の当該仮処分による当該企業集団の売上高の減少額が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満 裁判等のあった事業年度から各3事業年度の当該裁判等による当該企業集団の売上高の減少額が、同集団の最近事業年度の売上高の10%未満 処分を受けた事業年度から各3事業年度の当該処分による当該企業集団の売上高の減少額が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満	損害額が当該企業集団の最近事業年度末の純資産額の3%未満 （かつ）訴額が当該企業集団の最近事業年度末の純資産額の15%未満 （かつ）判決等により子会社が給付する財産額が当該企業集団の最近事業年度末の純資産額の3%未満	

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	売上高基準	資産等基準	そ の 他
(8) 債務者または保証債務の主たる債務者に係る不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事業が生じたことにより、売掛金、貸付金等または保証債務履行後の求償権について債務不履行のおそれの発生 (9) 主要取引先との取引停止（前年度の売上高（仕入高）が売上総額（仕入総額）の10%以上である取引先） (10) 債務の免除または第三者による債務の引受けもしくは弁済 (11) 資源の発見		取引停止の事業年度から各3事業年度の当該取引停止による当該企業集団の売上高の減少額が、同集団の最近事業年度の売上高の10%未満 資源の採掘等を開始する事業年度から各3事業年度の当該資源を利用する事業による当該企業集団の売上高の増加額が同集団の最近事業年度の売上高の10%未満	債務不履行のおそれのある額が当該企業集団の最近事業年度末の純資産額の3%未満	免除額または引受けもしくは弁済額が、当該企業集団の最近事業年度末の債務総額の10%未満

重 要 事 実	重 要 性 基 準
3. 決算情報等（法律） 売上高、経常利益または純利益について、公表された直近の予想値（予想値がない場合は、公表された前事業年度の実績値）に比較した当該子会社の新たに算出した予想値または当事業年度の決算における差異	・ 売 上 高…10%以上の変動 ・ 経常利益…30%以上かつ前事業年度の純資産額（純資産額が資本金の額より小さい場合は資本金の額）の5%以上の変動 ・ 純 利 益…30%以上かつ前事業年度の純資産額（純資産額が資本金の額より小さい場合は資本金の額）の2.5%以上の変動
4. 運営・業務・財産（法律） 上記1～3のはか子会社の運営、業務、財産に関する重要な事実で投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	_____

（注1）上記表中の増加額と減少額は見込額である。

（注2）子会社連動株式に係る売買等をする場合における、各重要事実項目の軽微基準については、基準中「企業集団」とあるのを「連動子会社」と読み替える。

＜参考3＞

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）				
	軽微基準なし	営業収益基準	資産等基準	そ の 他	
(上場投資法人等)					
1. 決定事実					
法律					
(1) 資産の運用に係る委託契約の締結または解約	○			募集の払込金額の総額が1億円（外国通貨をもって表示される投資証券の募集の場合には1億円に相当する額）未満	
(2) 投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集					
(3) 自己投資口の取得	○				
(4) 新投資口予約権無償割当て					
(5) 投資口の分割				払込金額の合計額が1億円未満、かつ、1口に対する割当割合が0.1未満 分割比1：1.1未満 2割未満の増減	
(6) 金銭の分配					
(7) 合併					
・新設合併	○				
・吸収合併				(かつ) 当該合併による投資法人の資産増加額が同法人の最近営業期間末の純資産額の30%未満	
吸収される側	○	合併予定日の属する営業期間及び翌営業期間の合併による投資法人の営業収益の増加額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満	(かつ) 当該合併による投資法人の資産増加額が同法人の最近営業期間末の純資産額の30%未満		
吸収する側					
(8) 解散（合併による解散を除く）	○				
政令					
(9) 最低純資産額の減少	○				
(10) 投資証券の上場廃止の申請	○				
(11) 投資証券の登録取消し申請	○				
(12) 取扱有価証券である投資証券の取扱有価証券としての指定の取消し申請	○				
(13) 破産手続開始または再生手続開始の申立て	○				
(14) 対抗買いの要請	○				

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	営業収益基準	資産等基準	そ の 他
2. 発生事実 法律 (1) 災害または業務に起因する損害 (2) 特定有価証券等の上場の廃止または登録取消しの原因となる事実 政令 (3) 財産権上の請求に係る訴えの提起 当該訴訟の判決または当該訴訟の全部もしくは一部の裁判外の完結（以下本号で「判決等」という） (4) 仮処分の申立て 当該申立ての裁判または当該申立ての全部もしくは一部の裁判外の完結（以下本号で「裁判等」という） (5) 登録の取消しその他これに準ずる行政庁による法令に基づく処分 (6) 債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続開始または再生手続開始の申立て (7) 不渡り等		敗訴した場合、訴えの提起日の属する営業期間から各3営業期間の当該敗訴による投資法人の営業収益の減少額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満 上記訴えで軽微基準に該当しない訴訟の一部が裁判外で完結した場合であり、判決等の日の属する営業期間から各3営業期間の当該判決等による投資法人の営業収益の減少額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満 申立てが認められたとした場合、当該申立て日の属する営業期間から各3営業期間の当該仮処分による投資法人の営業収益の減少額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満 裁判等の日の属する営業期間から各3営業期間の当該裁判等による投資法人の営業収益の減少額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満 処分を受けた日の属する営業期間から各3営業期間の当該処分による投資法人の営業収益の減少額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満	損害額が投資法人の最近営業期間末の純資産額の3%未満 （かつ）訴額が投資法人の最近営業期間末の純資産額の15%未満 （かつ）判決等により投資法人の給付する財産額が同法人の最近営業期間末の純資産額の3%未満	投資法人債券に係る上場廃止または登録取消しの原因となる事実

(付4) 金融商品取引法が定める重要事実

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	営業収益基準	資産等基準	そ の 他
(8) 債務者または保証債務の主たる債務者に係る不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実の発生により、売掛金、貸付金等または保証債務履行後の求償権について債務不履行のおそれの発生 (9) 主要取引先との取引停止（前営業期間の営業収益(営業費用)が営業収益総額(営業費用総額)の10%以上である取引先） (10) 債務の免除または第三者による債務の引受けもしくは弁済 (11) 資源の発見 (12) 特定有価証券または特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消し原因となる事実	○	取引停止日の属する営業期間から各3営業期間の当該取引停止による投資法人の営業収益の減少額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満 資源の採掘等を開始する営業期間から各3営業期間の当該資源による投資法人の営業収益の増加額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満	債務不履行のおそれのある額が投資法人の最近営業期間末の純資産額の3%未満	免除額または引受けもしくは弁済額が投資法人の最近営業期間末の債務総額の10%未満

重 要 事 実	重 要 性 基 準
3. 決算情報等（法律） 当該上場会社等の営業収益、経常利益もしくは純利益または上記1(4)の分配について、公表された直近の予想値（予想値がない場合は、公表された前営業期間の実績値）に比較した当該上場会社等の新たに算出した予想値または当営業期間の決算における差異	・営業収益…10%以上の変動 ・経常利益…30%以上かつ前営業期間末日の純資産額で除して得た数値の5%以上の変動 ・純 利 益…30%以上かつ前営業期間末日の純資産額で除して得た数値の2.5%以上の変動 ・分 配…直近の予想値の20%以上の増減
4. 運営・業務・財産（法律） 上記1～3のほか当該上場会社等の運営、業務、財産に関する重要な事実で投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの	_____

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	営業収益基準	資産等基準	そ の 他
(上場投資法人等の 資産運用会社) ５．決定事実 法律 (1) 当該上場会社 等から委託を受 けて行う資産の 運用であって、 当該上場会社等 による特定資産 の ・取得（譲渡） が行われる場 合 ・貸借が行われ る場合		貸借予定日の属する営 業期間から各３営業期 間の当該貸借による投 資法人の営業収益の増 加額が同法人の最近営 業期間の営業収益の１０％未満	取得価額（譲渡価額） が投資法人の最近営業 期間末の固定資産の簿 価の１０％未満	
(2) 当該上場会社 等と締結した資 産の運用に係る 委託契約の解約 (3) 株式交換	○			株式交換完全親会社と なる資産運用会社であ って、主要株主の異動 が見込まれる株式交換 以外の株式交換
(4) 株式移転 (5) 合併	○			吸収合併存続会社とな る資産運用会社であっ て、主要株主の異動が 見込まれる合併以外の 合併
(6) 解散（合併に よる解散を除く） 政令 (7) 会社分割 ・分割承継させ る側 ・分割承継する 側 (8) 事業譲渡 ・譲渡側 ・譲受け側	○			投資法人から委託を受 けて行う資産運用に係 る業務の承継が行われ ると見込まれる場合以 外の場合 主要株主の異動が見込 まれる場合以外の場合 投資法人から委託を受 けて行う資産運用に係 る業務の承継が行われ ると見込まれる場合以 外の場合 主要株主の異動が見込 まれる場合以外の場合

(付4) 金融商品取引法が定める重要事実

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	営業収益基準	資産等基準	そ の 他
(9) 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用に係る事業の休廃止		資産の運用に係る事業の休廃止予定日の属する営業期間から各3営業期間の当該休廃止による投資法人の営業収益の減少額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満		
(10) 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であって、その全部または一部の休廃止		資産の運用の休廃止予定日の属する営業期間から各3営業期間の当該休廃止による投資法人の営業収益の減少額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満		
(11) 破産手続開始、再生手続開始または更生手続開始の申立て	○			
(12) 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であって、新たな運用の開始		新たな資産運用の開始予定日の属する営業期間から各3営業期間の当該資産運用による投資法人の営業収益の増加額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満	(かつ) 新たな資産運用の開始のために投資法人の特別支出額が同法人の最近営業期間末の固定資産の簿価の10%未満	
6. 発生事実				
法律				
(1) 登録の取消し、当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用に係る業務の停止処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分		処分を受けた日の属する営業期間から各3営業期間の当該処分による投資法人の営業収益の減少額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満		
(2) 特定関係法人の異動	○			
(3) 主要株主の異動	○			

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	営業収益基準	資産等基準	そ の 他
政令 (4) 当該上場会社等から委託された資産の運用に係る財産権上の請求に係る訴えの提起 当該訴訟の判決または当該訴訟の全部もしくは一部の裁判外の完結（以下本号で「判決等」という） (5) 当該上場会社等から委託された資産の運用に係る事業の仮処分申立て 当該申立ての裁判または当該申立ての全部もしくは一部の裁判外の完結（以下本号で「裁判等」という） (6) 債権者その他の当該上場会社等の資産運用会社以外の者による破産手続開始の申立て等 (7) 不渡り等 (8) 特定関係法人に係る破産手続開始の申立て等	○ ○ ○	敗訴した場合、訴えの提起日の属する営業期間から各3営業期間の当該敗訴による投資法人の営業収益の減少額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満 上記訴えで軽微基準に該当する訴訟の判決等の場合または上記訴えで軽微基準に該当しない訴訟の一部が裁判外で完結した場合であり、判決等の日の属する営業期間から各3営業期間の当該判決等による投資法人の営業収益の減少額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満 申立てが認められたとした場合、当該申立て日の属する営業期間から各3営業期間の当該仮処分による投資法人の営業収益の減少額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満 裁判等の日の属する営業期間から各3営業期間の当該裁判等による投資法人の営業収益の減少額が同法人の最近営業期間の営業収益の10%未満		

(付4) 金融商品取引法が定める重要事実

重 要 事 実	重要事実に関する軽微基準（適用除外となるもの）			
	軽微基準なし	営業収益基準	資産等基準	そ の 他
(9) 特別支配株主が当該上場会社等の資産運用会社に係る株式等売渡請求を行うことを決定したこと又は当該決定に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと	○			

(注1) 上記表内の「上場会社等」については、「上場投資法人等」と読み替える。

(注2) 上記表内の増加額と減少額は見込額である。

(注3) 営業期間が半年の上場投資法人では、次のとおり読み替えを行うものとする。

- ・「最近営業期間の営業収益」⇒「最近2営業期間の営業収益の合計額」
- ・「～日の属する営業期間」⇒「～日の属する営業期間開始の日から開始する特定営業期間」
- ・「翌営業期間」⇒「翌特定営業期間」、「各営業期間」⇒「各特定営業期間」

※「特定営業期間」:「連続する2営業期間」をいう。